

地方自治・民主主義の確立に向けた決議

全国的な投票率の低下、選挙における偽誤情報の流布やSNSによる誹謗中傷といったインターネットの不適切な利用、他の候補者への誹謗や営利などを目的としているのではないかと疑われる選挙運動など、健全な民主主義の発展が危ぶまれる事態が頻発している。現行の公職選挙法に基づく選挙運動規制では、こうした事態に対処しきれなくなっている。

これまで、全国知事会では「参議院選挙における合区の解消に関する決議」（平成28年7月以降毎年採択）のほか、「公明かつ適正な選挙の確保に向けた提言」（令和7年4月採択）、「民主主義と地方自治の基盤である公明かつ適正な選挙の確保に関する緊急提言」（令和7年7月採択）をとりまとめ、地方自治・民主主義の土台を守るべく政府や国会等に要請活動を行ってきた。

さらには、有識者の参画の下、令和7年10月に「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」を設置し、選挙を取り巻く諸々の課題について精力的に議論を重ね令和8年4月に報告書を取りまとめた。

これまでの全国知事会からの要請を踏まえ、公職選挙法等が改正されたことは評価するが、我々は健全な地方自治、民主主義の土台を揺るがず状況を見過ごすことなく、今後も、国会や政府で議論が進み、必要な制度改革に向けた検討が早急かつ不断に行われるよう、下記のとおり決議する。

なお、「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」において、現状の合区の固定化は避けるべきであり、国会は合区の解消に取り組むべきとの報告もとりまとめており、これについては別途、「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を行うこととする。

記

1 被選挙権年齢のあり方

国会は、若者の政治参加を促進し、投票率の向上を図るため、被選挙権年齢の引下げについて検討する必要がある。検討に当たっては、全ての公選職を一律18歳とする方法のほか、段階的な引下げや公職の種類によって異なる設定をする方法などが考えられるが、国会において、幅広い意見を踏まえ、具体化に向けた丁寧な議論を行う必要がある。

2 主権者教育等

近年急速に拡大したSNSにおいて、アルゴリズムによって偏った情報を含むコンテンツに触れる機会が増加し、収益目的で極端な情報を発信する動画が溢れる状況が生まれており、主権者の側が自ら情報の真偽を判断するためにも、新しいメディアリテラシ

一を身につけることが必要となっている。

主権者教育は、選挙管理委員会や学校現場などが個別に担うのではなく、都道府県・市町村（いわゆる首長部局）、教育委員会や議会など、様々な主体が連携して取り組むべき課題であり、各地方自治体で体制づくりを急ぐべきである。

児童・生徒・学生への教育だけでなく、主権者教育を受ける機会がこれまでになかった社会人等を含めたメディアリテラシーの向上（特にデジタル関連）にも、地方自治体のみならず国の責務において取り組むことが必要である。

3 地方選挙再統一等の選挙のあり方

統一地方選挙における統一率の低下は、選挙への関心の低下、ひいては投票率の低下の要因として考えられ、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約という方向性の検討が必要である。

また、国会及び政府は、有権者の実質的な投票権、参政権の確保はもとより、極寒や酷暑を避け、選挙までの十分な準備期間を確保し、選挙に関わる人々の身体的な負担を考慮した日程を決定するなど、選挙の管理執行のあり方についても検討が必要である。

有権者の投票機会の確保が投票権の行使や投票率向上のための前提条件だが、人口減少傾向の中での選挙事務に従事する人材の確保には限界があり、国及び地方自治体は電子投票やオンライン投票立会人など、デジタル技術の活用によってカバーする手法についても検討していく必要がある。

4 選挙運動規制、SNS、ネット規制

インターネット選挙運動においては、候補者等に対する誹謗中傷や偽誤情報の拡散、AI生成や収益化を狙った偏りのある極端な動画の流布など新しい課題が生じている。一方で、インターネット空間における公正な選挙運動の担保のため、有権者が偽誤情報や誹謗中傷などに惑わされることのないよう、候補者等による正しい情報掲出機会を保障することも重要である。

先の特別国会で全国知事会の要請を踏まえ公職選挙法等が改正されたことに感謝する。併せて、国会及び政府においては、今回の法改正の施行状況等を踏まえ、SNS等を利用した選挙運動の適正化に向け、他国の中立的な監視・適正化の取組も参考にしつつ、選挙と表現の自由も勘案しながら更に必要な対策の検討を精力的に進められたい。

令和8年7月16日

全 国 知 事 会